第百九十八号議案

東京都災害廃棄物処理基金条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提

出

者

東京

都

知事

小

池

百

合

子

東京都災害廃棄物処理基金条例

第

条

玉

が

,都に

交

付する災害等

廃棄物

処

理促進

費

補

助

金

により、

特別区

一及び

市町

村

特別

区又は市

町村で

組

織する

部

事

務

組

合を含む。

が

実施

す

る災害廃棄物

0)

収

集、

運

微及び

処分に係る事業を支援するため、

地

方自治

法

昭

和二十二年法

律

第

設

置)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

(積立額

六十七号)

第二百

四

+

条第

項

0

規定に

基

づ

き、

東京都災害廃棄物処理基

金

以

下

基金」

という。

を設置する。

第三 条 基 金に属 す る現 金 は、 金 融 機 関 ^ 0) 預 金 そ 0 他 確 実 か 0 有利な方法により保管し なけ n ばならない

2 基金に属する現 金は、 必要に応じ、 確 実 か 0 有利な・ 有 価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 兀 条 基 金 0) 運 用 から 生 ず る収 益は、 東 京都一 般会計 i 歳 入 歳 出 予算に計 上 して、 基 金 K 繰り 入れるものとする。

(処分)

五. 条 基 金は、 第 条 0) 目 的 を 達成するため、 その全部又は 部を処分することができる。

(繰替運用)

第百 九 十 八号議案 東京都災害廃棄物処理基金条例

第六条 知事は、 財政上必要があると認めるときは、 確実な繰戻しの方法、 期間及び利率を定めて、 基金に属する現金を歳計

現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特別区及び 市町 村 (特別区又は市町村で組織する一 部事務組合を含む。) が実施する特定非常災害等により生じた災害廃棄

物の収集、 運搬及び処分に係る事業を支援するため、 東京都災害廃棄物処理基金を設置する必要がある。